

授業料以外の教育費を支援！

返還
不要

高校生等

奨学給付金

～前倒し給付のご案内～

福岡県では、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、修学旅行費、PTA会費など）を支援する高校生等奨学給付金を支給しています。

年度当初に負担が大きい新入生に対して、**4月～6月分給付額を前倒し**して給付することが可能で、**特に「家計急変」に該当する場合は**、事前に御準備をお願いします。

※所得など複数の要件があります。要件に該当する方のみ支給の対象です。

※この奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合に受けられる給付があります。詳細を知りたい方や申請を希望する方は御相談ください。

家計急変の場合

どんな人が対象？

入学日前に、離職などにより家計が急変した世帯

2 詳しくは
ページへ

通常の場合

どんな人が対象？

生活保護(生業扶助)受給者、または、非課税の世帯

3 詳しくは
ページへ



問合せ先

福岡県立早良高等学校 事務室 092-804-6600

家計急変／前倒しの場合

**対象
世帯**

世帯の状況（入学の日現在）が、次の①～③全てに該当する世帯

- ①令和7年4月8日(入学の日)以前に、家計急変により保護者等の収入が減少
- ②入学の日以降の年間収入見込が、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額
の非課税相当の世帯となる（専攻科については、年収約380万円未満相当
または多子世帯のうち年収約600万円未満相当の世帯となる）
- ③保護者（親権者）が福岡県内に住所を有する

**支給
金額**

生徒ひとりあたり

生徒区分	給付額 (前倒し申請)	給付額 (本申請)
全日制、定時制	35,925 円	143,700 円
通信制、専攻科（非課税世帯相当）	12,625 円	50,500 円
専攻科（年収約380万円未満世帯・多子世帯のうち年収約600万円未満世帯）	2,525 円	10,100 円

※入学の日現在の世帯の状況に応じ、高校生等1人につき上記の金額が支給されます。
※本申請の支給額及び年間支給額は、7月1日の世帯状況（所得・扶養の状況）が入学の日と変わった場合、変更になることがあります。

**必要
書類**

項目	書類
①家計が急変したことを証するもの※1	< 給与所得がある場合 > ○家計急変後の給与明細書3ヶ月分※2 ○直近の賞与の明細書 < 自営業の場合 > ○家計急変後3ヶ月分※2の月別の控除前所得、経費額が分かる書類 ○直近の確定申告書の写し < 離職の場合 > ○離職証明書や雇用保険受給資格者証など 離職日が確認できる書類
②申立書	様式任意 ※家計急変日・急変の事由・今後の収入状況等を詳細に記載すること
③税額控除等を確認できるもの	令和6年度分の課税証明書※1
④家族の世帯状況が確認できるもの	家庭調書

※1 保護者等全員分を提出してください。
※2 「3ヶ月分」には4月を含む急変後3ヶ月分（2～4月分、3～5月分のいずれか）の書類

**締切
5/9**

申請を希望する場合は、
1 ページの問合せ先へ事前にご連絡ください。

※家計の急変による前倒し申請（4～6月分）の支給を受けた場合も、本申請（7～3月分）の支給を受けるためには、7月以降に再度申請をする必要があります。

通常／前倒しの場合

対象世帯

世帯の状況（入学の日現在）が、次の①～②全てに該当する世帯

- ①生活保護（高等学校等就学費にかかる生業扶助）受給世帯 又は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯（専攻科については、年収約380万円未満世帯または多子世帯のうち年収約600万円未満世帯）
- ②保護者（親権者）が福岡県内に住所を有する
※生活保護受給世帯で、対象の生徒が高等学校等就学費にかかる生業扶助を受給していない場合は、非課税世帯として申請してください

支給金額

生徒ひとりあたり

世帯区分	生徒区分	給付額 (前倒し申請)	給付額 (本申請)
生活保護 (生業扶助) 受給世帯	全日制 定時制 通信制	8,075 円	32,300 円
非課税世帯 (道府県民税所得割額及び 市町村民税所得割額)	全日制 定時制	35,925 円	143,700 円
	通信制 専攻科	12,625 円	50,500 円
年収約380万円未満世帯 または多子世帯のうち年収 約600万円未満世帯	専攻科	2,525 円	10,100 円

※当該年度7月1日現在の世帯の状況に応じ、高校生等1人につき上記の金額が年額で支給されます。

※入学日現在、対象となる世帯は、一部を前倒しして支給を受けることができます。

※この奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。

必要書類

対象となる方に、学校から申請書を別途配付する予定です。

Q&A

高校生等奨学給付金 よくある質問

Q1 令和6年10月に離職し、 収入が減少しました。 今回、申請できますか？

家計急変により収入が減少した時期が入学の日以前であれば、申請は可能です。

ただし、所得の状況により、給付金が支給されない場合もあります。

※2 ページ「対象世帯②」参照

Q2 他の奨学金を受給していま すが、併用はできますか？

高校生等奨学給付金は他の奨学金との併用を認めています。

しかし、併用先の奨学金制度が併用を認めていないことがありますので、併用先の奨学金制度を十分確認してください。

Q3 給付金は、いつ振り込まれますか？

前倒し申請（4～6月分）の場合は、6月末頃を予定しています。

なお、本申請（7月～3月分）については、別途申請が必要です。

※7月頃に学校から案内予定

Q4 給付金は、全額振り込まれますか？

学校にお支払いいただく校納金がある場合には、校納金を差し引いた金額が振り込まれることがあります。

ご理解いただきますようお願いいたします。

Q5 申請書はいつもらえますか？

家計急変での申請の場合、学校の事務室までご連絡ください。要件を満たしている場合、申請の案内を行います。

通常の申請の場合、対象者には学校から直接送付されます。

Q6 前倒し申請をしたら、本申請は不要ですか？

前倒し申請（4～6月分）が認定された場合でも、本申請（7～3月分）は必要です。

※申請については、7月頃に学校から案内予定